

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 8 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

令和 7 年度庁内 LAN 地方機関通信機器賃貸借 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和 8 年 2 月 1 日から令和 13 年 1 月 31 日まで

(4) 契約期間

契約締結日から令和 13 年 2 月 28 日まで

(5) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とする（消費税不課税、非課税のものを除く。）。併せて、課税事業者にあつては内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和 6 年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

(ア) 事務用機器のパソコン類

(イ) 事務用機器の電気通信機器類

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第157号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

カ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

キ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員は(1)のア、ウ、エ及びオの要件を全て満たしていること。

イ 各構成員は競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が以下のいずれかの業種区分に登録されていること。

(ア) 事務用機器のパソコン類

(イ) 事務用機器の電気通信機器類

ウ 共同企業体において（１）の力の要件を満たすこと。

エ 共同企業体は、２以上の者で自主的に結成されたものであること。

オ 構成員の出資割合が異なる場合は、出資割合の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資割合が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

（ア） 目的

（イ） 名称

（ウ） 事業所の所在地

（エ） 成立の時期及び解散の時期

（オ） 構成員の住所及び名称

（カ） 代表者の名称

（キ） 代表者の権限

（ク） 構成員の出資の割合

（ケ） 運営委員会

（コ） 構成員の責任

（サ） 取引金融機関

（シ） 決算

（ス） 利益金の配当の割合

（セ） 欠損金の負担の割合

（ソ） 権利義務の譲渡の制限

（タ） 業務途中における構成員の脱退に対する措置

（チ） 構成員の除名

（ツ） 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置

（テ） 解散後の契約不適合責任

（ト） 解散後の著作権

（ナ） その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課

4 入札手続等

（１）入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課

電話 0857-26-7094

電子メール jouhou@pref.tottori.lg.jp

（２）入札説明書等の交付方法

令和7年8月22日（金）から同年9月2日（火）までの間にインターネットのとりネット鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年8月22日（金）から同年9月2日（火）までの日（日曜日、土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（１）に同じ

（３）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（１）の場所に送付すること。

（４）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 9 月 9 日（火）午前 10 時

ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 8 日（月）午後 5 時までとする。

イ 場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県庁本庁舎地階令和の改新戦略本部・総務部会議室

５ 入札参加者に要求される事項

- （１）入札書は、調達案件の名称、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「第 1 回」、「第 2 回」及び「第 3 回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。なお、第 2 回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は 1 案件に対し、入札書を 2 通以上提出した入札として無効とする。

- （２）本件入札に参加を希望する者は、２の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和 7 年 9 月 2 日（火）正午までに郵便等又は持参の方法により 4 の（１）の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- （３）入札者は、（２）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

６ 入札保証金及び契約保証金

- （１）入札保証金

入札保証金は免除する。

- （２）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

７ その他

- （１）入札の無効

２の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

- （２）契約書作成の要否

要

- （３）落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が 2 名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

- （４）手続における交渉の有無

無

- （５）その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、入札説明書の別添「令和 7 年度庁内 LAN 地方機関通信機器賃貸借仕様書」（以下「仕様書」という。）中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。